

ふれあい収集

サービスの趣旨

高齢者又は身体障がい者等のみの世帯で、家庭ごみを集積場所（持ち出し場所等）まで出すことが困難な方を対象に、家庭の玄関先で、ごみの収集を行います。

ごみを出す所	ふれあい収集 玄関先	
出せるごみ		<ul style="list-style-type: none">一般家庭ごみあきカン・あきピンペットボトル・プラスチックボトル資源ごみ（新聞・雑誌・ダンボール）不燃物・粗大ごみ・有害ごみ
回数、収集曜日	<p>週1回</p> <ul style="list-style-type: none">北部：木曜日南部：金曜日	<ul style="list-style-type: none">一般家庭ごみ・あきカン・あきピンペットボトル・プラスチックボトル資源ごみ（新聞・雑誌・ダンボール）
	<p>月1回</p> <ul style="list-style-type: none">北部：第1水曜日南部：第2水曜日	<p>不燃物・粗大ごみ・有害ごみ</p> <p>※3点まで</p>

ご利用できる世帯

対象者となる世帯は、以下に該当する方のみで構成された世帯

- 要支援または要介護の認定を受けている方
- 総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（第一号事業）を受けている方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 70歳以上の方

収集までの流れ



- ① 収集業務課までご連絡ください。事前の聞き取りを行います。
- ② 訪問調査・面談を行ないますので、ご希望の訪問日、訪問時間等をお知らせください。
対象者確認やごみを出す場所の確認とごみの出し方などをご説明します。（約30分）
対象の方以外に、ご家族やご親戚、ケアマネージャも同席して下さい。
- ③ 面談・調査の結果により決定します。

注意事項

※ごみは玄関先まで出して下さい。（宅内及び敷地内には入りません）

※集合住宅の共用部分に出す場合は、管理人等の了解を得て下さい。

※不燃物・有害ごみ・粗大ごみの収集は連絡が必要です。

※粗大ごみ収集だけの「ふれあい収集」の申し込みはできません。

（70歳以上の高齢者のみの世帯を対象に「粗大ごみリクエスト収集」を実施しております。）

※その他、条件がありますので、下記までお問い合わせ下さい。

※総合事業の一般介護予防事業を受けている方は対象外です。

【お問合せ】

檍原市役所 環境部 収集業務課

電話：0744-27-0526

FAX：0744-27-7452

月～金曜日（年末年始除く） 8:30～17:15